

会報

宮崎県建設業協会機関誌 No. 409号

Monthly Association Construction Industry NEWS

2008

11

November



(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:info@miyazaki-kenkyo.or.jp

目 次

◇平成20年11月行事予定	1
◇平成20年12月上旬行事予定	2
◇県協会 会員の動き	2
◇県 協 会	
1. 会員企業における雇用管理状況等に関する	
実態調査票の提出・返送について（お願い）	3
2. 『平成20年4月改訂版 農業土木工事施工管理基準及び規格値』の販売について …	3
3. 予定価格の事後公表の試行について	4
4. 平成21・22年度国土交通省等建設工事に係る	
競争参加資格審査の申請について	6
5. 建築関連中小企業に対する金融上の支援について	8
6. 宮崎地方法務局庁舎移転のお知らせ	11
◇雇用改善コーナー	
1. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内	12
2. 建設教育訓練助成金のご案内	14
3. 平成20年度「雇用管理研修」並びに	
「建設教育訓練助成金等相談会」の実施について	16
◇技 士 会	
1. 『監理技術者の講習会』についてお知らせ！	17
2. C P D S（継続学習）制度について！	18
◇建 退 共	
1. 平成20年度建退共制度普及協力者に対する理事長表彰について	19
2. 建退共への加入のおすすめ	19
3. 建退共宮崎県支部取扱状況（9月分）	20
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（9月分）	20
◇建 災 防	
1. 「木造家屋建築工事現場の安全パトロール」の実施について！	21
2. 平成22・23年度「入札参加資格審査基準」に係る情報について	21
3. 当面の各種技能講習等の開催予定について	22
4. 宮崎労働局からのお知らせ	22
◇火薬協会	
1. 平成20年度火薬類取扱保安責任者等試験結果	23
2. 火薬庫等重要施設の保安管理の徹底について	24
3. 「会費納入」について協会からのお願い	24
◇保証会社	
1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向（9月分）	25
◇試験・研修等のご案内	
1. 平成20年度2級建設業経理士『受験準備講座』のご案内（県協会会員対象） …	26
2. 平成20年度建設業経理検定試験（下期）のご案内	28
3. 住宅瑕疵担保履行法にもとづく住宅瑕疵担保責任保険	
「まもりすまい保険」講習会の御案内	32
◇建設業福祉共済団からのお知らせ	
1. 平成20年度後期分32,568,000円、269名に給付!!	33

平成20年11月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	土			
2	日	文化の日	文化の日	文化の日
3	月			
4	火	全国建設労働問題連絡協議会（東京）		
5	水	都道府県建設産業人材確保・育成 推進協議会等担当者会議（東京）	平成20年度上期年金運用説明会 (福岡) 専門工事業安全管理担当者研修 (木花)	
6	木	宮崎県建設業協会建設現場等見学 会（宮崎工業）	九州建設業協会建退共支部プロッ ク会議（長崎）	
7	金	宮崎県建設業協会建設現場等見学 会（日向工業）	建災防全国事務局長会議（東京）	
8	土			
9	日			
10	月	ダンプ過積載絶滅運動推進大会 第4回建設業1・2級経理士検定 試験（9.7実施分）合格発表		
11	火	宮崎県建設業協会インターンシッ プ（14日まで都城工業）	職長・安全衛生責任者教育 (12日まで木花)	
12	水	宮崎県建設業協会常務理事会	基金平成20年度第3回代議員会	
13	木	九州建設業協会技術担当職員研修 会（長崎）	基金企業年金連合会常務理事・運 用責任者セミナー（14日まで兵庫）	全建協連役員会（東京）
14	金		安全管理担当者（設備）のための リスクアセスメント教育（木花）	
15	土			
16	日			
17	月		基金 納入告知書発送	
18	火		店社安全衛生担当者研修（木花）	
19	水			
20	木	九州建設業協会専務・事務局長会 議並びに西日本建設業協会との意 見交換会（大分） 九州建設業協会雇用改善コンサル タント事務局長会議（大分）	石綿取扱い作業従事者特別教育 (延岡)	
21	金	建設雇用改善推進表彰（知事室） 技士会「質疑応答集」作成ワーキ ング委員会	基金企業年金連合会「平成20年度 中途脱退者等事務処理説明会」 (広島)	
22	土			
23	日	勤労感謝の日	勤労感謝の日	勤労感謝の日
24	月			
25	火			
26	水	監理技術者講習	建災防木造建築パトロール	
27	木	全国建設業協会会长会議（東京）	車両系建設機械（整地・掘削）運 転技能講習（29日まで清武）	
28	金	宮崎県建設業協会リーダー育成研 修会並びに閉講式 全国建設青年会議全国大会（東京）		
29	土			
30	日			

平成20年12月上旬行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	月		安全管理担当者（建築）のための リスクアセスメント教育（木花）	
2	火	宮崎県建設業協会 2級建設業経理 士「受験準備講座」 (4日まで建設会館)		
3	水		現場所長研修会	
4	木	全国建設業協会総合企画委員会 (東京) 建設業振興基金業務説明会（東京）		
5	金		高所作業車運転技能講習 (7日まで清武)	
6	土			
7	日			
8	月			
9	火		職長・安全衛生責任者教育 (10日まで延岡)	
10	水			

県協会 会員の動き (10月1日～31日)

【退会】

地区(市)名	会社名	代表者名
東諸	(有)井野建設	井野憲一
日向	(有)山本土木	山本英次
高千穂	(有)稲葉組	稲葉茂
	真野建設(株)	真野公憲

県協会

1. 会員企業における雇用管理状況等に関する実態調査票の提出・返送について（お願い）

会員企業におかれましては、平素より当協会の事業運営について、格別のご高配・ご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標題の調査のことにつきましては、先週、調査票が届いていることと存じますが、この調査は、県協会の事業の一環である雇用改善事業としての調査であり、会員企業における現状、企業活動、雇用労働条件、福利厚生等を正確に把握することによって、県の基幹産業としての建設業を魅力ある産業として地域社会に貢献するための基礎資料とし、強いては協会から県への要望への布石とするため、これらに関する項目全般について、会員企業に対し調査を実施するものであります。

つきましては、回収率をあげ、基礎資料として正確なものといたいため、下記期間までに、必ずご提出・ご返送賜りますよう何卒お願ひ申し上げます。

雇用管理状況等に関する実態調査提出期限

締切 平成20年11月7日（金）

2. 『平成20年4月改訂版 農業土木工事施工管理基準及び規格値』の販売について

さて、標題の図書のことについて、平成20年11月より、下記協会において、販売することになりましたので、お知らせ致します。

なお、県協会の会員企業につきましては、所属地区協会において販売しております。

また、非会員につきましては、宮崎県建設業協会において販売いたしますが、下記協会において対応する場合もございますので、問い合わせていただきますようお願ひ申し上げます。

『農業土木仕様書・管理基準及び規格値』取扱・販売協会

取 扱 種 別	協 会 名	電 話 番 号
会 員 ・ 非 会 員	(社) 宮崎県建設業協会 (宮崎地区協会所属会員)	0985-22-7171
会 員 (非会員にも対応 する協会あり)	日南地区建設業協会	0987-23-1088
	串間市建設業協会	0987-72-0169
	都城地区建設業協会	0986-22-1991
	小林地区建設業協会	0984-23-6655
	東諸地区建設業協会	0985-82-0039
	西都地区建設業協会	0983-43-1488
	高鍋地区建設業協会	0983-23-0431
	日向地区建設業協会	0982-52-4138
	延岡地区建設業協会	0982-33-2145
	高千穂地区建設業協会	0982-72-3128

※販売価格については、お問い合わせ下さい。

3. 予定価格の事後公表の試行について

1 試行の内容

(1) 試行の対象

① 発注部局：環境森林部、農政水産部、県土整備部

② 対象案件：競争入札で実施する一部の建設工事及び全ての建設関連業務*

※建設関連業務……建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務、

地質調査業務、補償コンサルタント業務、建築設計業務

[対象となる建設工事]

工事の種類	予定価格
土木一式工事	2,000万円以上
建築一式工事	3,000万円以上
ほ装・管・電気工事	1,200万円以上
上記以外の工事	2,000万円以上

(2) 試行開始日 平成20年10月1日以降に、入札公告・指名通知を行うもの

2 試行に伴う主な改正点

(1) 「再度の入札」関係

① 再度の入札の実施

開札の結果、入札者の入札価格がいずれも予定価格を上回り、落札者（落札候補者）となるべき者がいなかったときは、開札の直後に「再度の入札」を行います。

（この場合に行う入札を今後「再度の入札」ということにします。）

なお、原則として、当初の開札と同日の改めて設定した時間に再度の入札を行いますので、再度の入札への参加を希望される方は、発注機関が設定した時間内に応札してください。

※ 再度の入札に参加できる者

再度の入札は初回の入札に参加した者のみを対象としますが、初回の入札において最低制限価格未満であった者は失格となり、再度の入札には参加できません。

※ 再度の入札の回数

再度の入札は、1回のみ実施します。（したがって、入札回数は、初回と併せて2回までとなります。）

なお、再度の入札においては、工事費内訳書の提出は不要です。

② 不落隨契への移行

再度の入札においても落札者（落札候補者）となるべき者がいなかったときに、最低入札価格と予定価格との差が僅少の範囲（5%以内）である場合は、当該最低入札価格の応札者と隨意契約（不落隨契）に移行することができます。

③ 入札等の中止

不落隨契の対象となる者がいない場合や不落隨契において見積価格が予定価格の範囲内となる場合は、入札や隨契の手続を中止します。

（後日、新たな入札を実施することになります。）

◎ 再度の入札及び不落隨契についても、原則として全て電子入札システムで実施します。

(2) 入札公告関係

10月1日以降に公告する案件は、予定価格の公表時期の事前・事後にかかわらず、入札情報サービスには予定価格を表示しません。

予定価格を事前公表する案件にあっては、入札公告（PDF版）に予定価格を掲載しております。

なお、事後公表となる予定価格については、落札者決定後に公表します。

(3) 「工事費内訳書」の取扱いについて

① 工事費内訳書の提出

10月1日以降に入札公告を行うすべての建設工事において、工事費内訳書を提出することが必要となります。

② 工事費内訳書の取扱い

○ 従来から提出を求めている工事

取扱いの変更はありません。（従来どおりです。）

○ これまで工事費内訳書の提出を求めていなかった下表の工事（予定価格を事前公表する価格帯：例えば土木一式工事の場合、250万円以上2,000万円未満の工事）

当分の間、原則として、工事費内訳書の内容の不備を理由として入札を無効とはしません。

ただし、工事費内訳書が提出されていない場合、内容が白紙である場合又は明らかに別の工事の工事費内訳書と判断される場合は無効となります。

（新たに工事費内訳書の提出が必要となる工事）

工事の種類	予定価格
土木一式工事	250万円以上 2,000万円未満
建築一式工事	250万円以上 3,000万円未満
ほ装・管・電気工事	250万円以上 1,200万円未満
上記以外の工事	250万円以上 2,000万円未満

3 事後公表に伴う協力依頼

各発注機関の執務室においては、日常業務の中で、予定価格に関する情報を扱っております。つきましては、予定価格の事後公表に伴い、情報管理の徹底を図る観点から次の点について御協力をお願いします。

- ・御用のある方は、入口近くの職員に声をかけ、来庁の目的をお伝えください。
- ・御挨拶のみの方は、入口の貴名受を御利用ください。

4. 平成21・22年度国土交通省等建設工事に係る競争参加資格審査の申請について

平成21・22年度 競争参加資格の定期受付が始まります!!
インターネット申請を是非ご利用下さい！

平成21・22年度を有効とする、一般競争参加資格（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）のインターネット申請の手続きが11月からはじめます。以下、インターネット申請の概略をご案内いたします。

1. インターネット申請の概略

国土交通省を含む建設工事：26機関、測量・建設コンサルタント等業務：20機関（参加機関は下記参照）に対して、インターネット方式を利用することで、原則として一つのデータで全ての機関に申請を行うことができます。

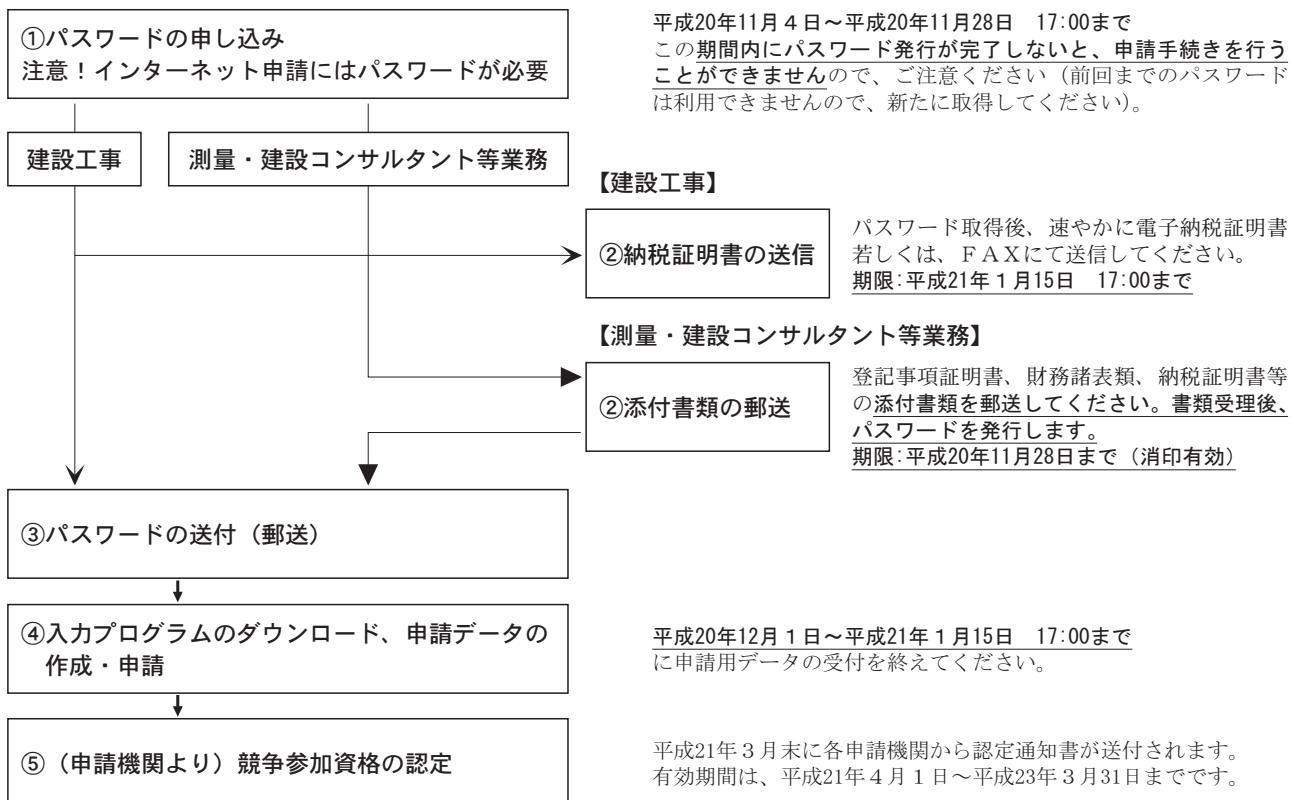
- メリット：①各機関毎に申請書を複数作成する必要がない（文書郵送・持参方式は、従来どおり、各機関毎に作成が必要になります）。
②各機関の受付窓口に出向くことも、書類を郵送する必要もない。
③申請受付期間内（H20.12.1～H21.1.15まで）であれば、何度でも申請データの削除、再申請が可能（申請データの承認前であること）。

※インターネット申請の詳細、申請の手引きは、以下のHPアドレスから取得できます。

http://www.qsr.mlit.go.jp/nyusatu_ioho/h212shikaku/index.html

（九州地方整備局HPの「入札・契約情報」→「有資格業者のみなさまへ」）

2. インターネット申請の流れ



3. 建設工事インターネット一元受付参加機関及び問い合わせ先等

【建設工事:26機関】

- | | |
|---|---|
| 1. 国土交通省大臣官房会計課
(各運輸局、各航空局、気象庁、海上保安庁等) | 13. 防衛省 |
| 2. 国土交通省地方整備局等
(道路・河川・官庁営繕・公園関係) | 14. 最高裁判所 |
| 3. 国土交通省地方整備局等(港湾空港関係) | 15. 内閣府沖縄総合事務局 |
| 4. 国土交通省北海道開発局 | 16. 東日本高速道路(株) |
| 5. 総務省 | 17. 中日本高速道路(株) |
| 6. 法務省 | 18. 西日本高速道路(株) |
| 7. 財務省財務局 | 19. 首都高速道路(株) |
| 8. 文部科学省 | 20. 阪神高速道路(株) |
| 9. 厚生労働省 | 21. 本州四国連絡高速道路(株) |
| 10. 農林水産省大臣官房経理課
農林水産省地方農政局 | 22. 独立行政法人水資源機構 |
| 11. 経済産業省 | 23. 独立行政法人都市再生機構 |
| 12. 環境省 | 24. 日本下水道事業団 |
| | 25. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 |
| | 26. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
(国鉄清算事業関係) |

インターネット受付専用HPアドレス

<https://www.pqr.mlit.go.jp>

(開設期間:平成20年11月4日～平成21年1月15日。平日9:00～17:00)

申請にあたり、システム等のご質問に電話でお答えするヘルプデスクを設置します。

TEL:052-211-2600 FAX:052-211-2602(納税証明書専用)

受付時間 9:00～17:00(ただし、土、日、祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除きます)

4. 文書郵送・持参方式について

文書(紙)郵送及び持参による申請についても実施します。インターネットによる一元受付とは異なり、地方整備局のみの申請となります(文書受付の場合、機関毎の申請が必要です)。

文書郵送方式 平成20年12月1日～平成21年1月15日(当日消印有効)

文書持参方式 平成20年12月1日～平成21年1月23日(建設工事)

～平成21年1月30日(測量・建設コンサルタント等業務)

※1 上記の期間後に提出した場合は、随時受付(認定日は、平成21年4月15日以降)となります。

※2 上記の受付期間は、九州地方整備局が定めた期間です。機関毎に受付期間、方法等は異なりますので、個別にお問い合わせください。

受付日時、場所、郵送先、申請書・作成の手引き等は以下のHPアドレスから取得できます。

http://www.qsr.mlit.go.jp/nyusatu_joho/h2122shikaku/index.html

(九州地方整備局HPの「入札・契約情報」→「有資格業者のみなさまへ」)

5. 注意事項

・定時受付に必要な経営事項審査

申請をする日の直前に受けたものであって、平成19年6月30日以降を審査基準日とするもので、平成20年4月1日付けで改正された基準による経営事項審査の総合評定値を受けていることが必須要件となります。

・「維持修繕工事」の登録漏れが多く発生しています。

一度、申請(提出)していただくと、定期受付期間内に追加申請はできませんので、この場合、随時受付対応(認定日は、平成21年4月15日以降)となります。

維持修繕工事に限らず、登録漏れがないようご注意ください。

5. 建築関連中小企業に対する金融上の支援について

国土交通省・中小企業庁

建築確認、建築着工の減少等による影響を受ける建築関連の中小企業者の方に対する金融上の支援については、①セーフティネット貸付制度と②セーフティネット保証制度が措置されています。

- ① セーフティネット貸付制度は、政府系中小企業金融機関等による融資制度です。
 - ・建築確認、建築着工の減少等による影響を受ける幅広い業種が対象です。
 - ・融資限度額や元金返済措置期間に優遇措置があります。
 - ・無担保による貸付が利用可能です。
- ② セーフティネット保証制度は、各都道府県等の信用保証協会が債務保証を行うことにより、民間金融機関から融資を受けやすくする制度です。
 - ・一般保証と比べ、保証限度額が別格になるとともに、割安な保証料での保証が可能です。
 - ・指定業種に属し、最近3ヶ月間の売上高等が前年同月比マイナス5%以上の事業者が対象となり、対象事業者は指定期間内に市町村長に請を行い、認定を受ける必要があります。

※ 融資制度等に関するお問い合わせは、政府系金融機関（株）日本政策金融公庫〔旧国民公庫、旧中小公庫〕、沖縄公庫）、（株）商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業庁・経済産業局に設置されている建築関連の特別相談窓口にご相談ください。

1. セーフティネット貸付制度（政府系金融機関による融資制度）

○ 対象

建築確認、建築着工の減少等により、一時的に資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれがある中小企業

○ 融資条件

	（株）日本政策金融公庫		（株）商工組合中央金庫
	国民生活事業 (旧国民公庫)	中小企業事業 (旧中小公庫)	
融資限度額	4,800万円	4.8億円	4.8億円
融資利率（【参考1】参照）	基準利率		当金庫が定める基準利率
融資期間	運転資金：8年以内、設備資金：15年以内		
元金返済据置期間	3年以内		
その他	一定の要件を満たす場合には、無担保による貸付が可能（金利上乗せ）		

（注）沖縄県においては、沖縄振興開発金融公庫が、（株）日本政策金融公庫〔旧国民公庫、旧中小公庫〕と同様の融資を取り扱っています。

○ ご利用方法

申込の際は、各政府系金融機関に必要書類を提出して下さい。なお、必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

セーフティネット貸付制度のお問い合わせ先

株日本政策金融公庫

<国民生活事業>

東京相談センター 電話:03-3270-4649

こくきんビジネスサポートプラザ名古屋 電話:052-563-4649

こくきんビジネスサポートプラザ大阪 電話:06-6315-4649

全国各支店 <http://www.jfc.go.jp/>

<中小企業事業>

東京相談センター 電話:03-3270-1260 名古屋相談センター 電話:052-551-5188

大阪相談センター 電話:06-6314-7627 福岡相談センター 電話:092-781-2396

全国各支店 <http://www.jfc.go.jp/>

株商工組合中央金庫 お客様サービスセンター 電話:03-3246-9366

全国各支店 <http://www.shokochukin.co.jp/tempo/index.html>

沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1795 <http://www.okinawakouko.go.jp/>

※融資制度等に関するお問い合わせは、政府系金融機関（株日本政策公庫〔旧中小公庫、旧国民公庫〕、沖縄公庫）、（株）商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業庁・経済産業局に設置されている建築関連の特別相談窓口にご相談ください。

2. セーフティネット保証制度（民間金融機関から融資を受ける際の信用保証制度）

信用保証制度は、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証を行うことにより、中小企業の皆様が融資を受けやすくなります。

セーフティネット保証制度は、経営の安定に支障を生じている中小企業の皆様について、一般の保証枠とは別枠で保証を行います。

○対象

全国的に業況の悪化している業種として指定を受けた業種（【参考2】参照）に属する中小企業であって、事業所の所在地を管轄する市町村長または特別区長の認定を受けた方。

なお、指定業種以外の業種の中小企業の方であっても、一般保証の利用は可能です。

○認定要件 最近3か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス5%以上の中小企業者。

○保証限度額の別枠化

(一般保証限度額) (別枠保証限度額)

・ 普通保証	2億円	+	2億円
・ 無担保保証	8,000万円	+	8,000万円
・ 無担保無保証人保証 ^{*1}	1,250万円	+	1,250万円

※1 納税していること等、一定の要件あり。

○保証料

おおむね1.0%以内で、信用保証協会ごと及び信用保証制度ごとに定められています。

一般保証と比べ、割安な保証料となります（平均1.35%→0.8%程度に軽減）。

○手続きの流れ

本店（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村（または特別区）の商工担当課等の窓口に指定期間内に認定申請書2通を提出（その事実を証明する書面等を添付）し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付融資を申し込むことになります。

その後、金融審査を経て、融資及び保証の可否が決まります。

セーフティネット保証制度に関するお問い合わせ先

（社）全国信用保証協会連合会 電話:03-3271-7201

各都道府県等の信用保証協会 <http://www.zensinhoren.or.jp/access.htm>

3. 既往債務の返済条件の緩和

政府系金融機関において、返済猶予等既往債務の条件変更について、関連中小企業者の実情に応じて対応します。

【参考1】

各政府系金融機関の基準利率（H20.9.10現在）

※利率は月ごとに変動するのでご注意下さい。

	基準利率（5年以内）	参照HP
（株）日本政策金融公庫	2.45%（国民生活事業） 2.15%（中小企業事業）	http://www.jfc.go.jp/
（株）商工組合中央金庫	2.15%	http://www.shokochukin.co.jp/

【参考2】

セーフティネット保証における建築関連の指定業種

（指定期間：至 平成20年12月31日）

【建設業、不動産業、サービス業（他に分類されないもの）】

- | | | |
|---------------------------|-----------------------------------|---------------------|
| ○一般土木建築工事業 | ○土木工事業（造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く。） | |
| ○造園工事業 | ○建築工事業（木造建築工事業を除く。） | ○木造建築工事業 |
| ○建築リフォーム工事業 | ○大工事業 | ○とび・土工・コンクリート工事業 |
| ○鉄骨工事業 | ○鉄筋工事業 | ○石工・れんが・タイル・ブロック工事業 |
| ○左官工事業 | ○金属製屋根工事業 | ○板金工事業 |
| ○建築金物工事業 | ○塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く。） | ○床工事業 |
| ○内装工事業 | ○ガラス工事業 | ○金属製建具工事業 |
| ○木製建具工事業 | ○屋根工事業（金属製屋根工事業を除く。） | ○防水工事業 |
| ○はつり・解体工事業 | ○カーテンウォール工事業 | ○電気工事業 |
| ○電気通信・信号装置工事業 | ○管工事業（さく井工事業を除く。） | ○機械器具設置工事業 |
| ○熱絶縁工事業 | ○建物売買業 | ○土地売買業 |
| ○建築設計業※2 | ○測量業 | |
| ○その他の土木建築サービス業（地質調査業に限る。） | | |

【林業、鉱業、製造業、卸売・小売業】

- | | | |
|---|----------------------------------|--------------------|
| ○素材生産業、素材生産サービス業 | ○砂・砂利・玉石採取業 | ○一般製材業 |
| ○単板（ベニヤ板）・合板製造業 | ○床板製造業 | ○木材チップ製造業 |
| ○造作材製造業（建具を除く。） | ○集成材製造業 | ○建築用木製組立材料製造業 |
| ○パーティクルボード製造業 | ○銘板・銘木製造業 | ○木材薬品処理業 |
| ○木製家具製造業（漆塗りを除く。） | ○金属製家具製造業（金属製流し台、調理台、ガス台製造業に限る。） | |
| ○建具製造業 | ○壁紙・ふすま紙製造業 | ○繊維板製造業 |
| ○プラスチック床材製造業（加工業を含む。） | ○電線・ケーブル製造業（光ファイバーケーブルを除く） | |
| ○板ガラス加工業 | ○生コンクリート製造業 | ○その他のセメント製品製造業 |
| ○ガラス繊維・同製品製造業（短繊維及び短纖維製品製造業に限る。） | | |
| ○コンクリート製品製造業（コンクリートパイル製造業、コンクリート管製造業、空洞コンクリートブロック製造業、プレストレスコンクリート製品製造業に限る。） | | |
| ○粘土かわら製造業 | ○陶磁器製タイル製造業 | ○碎石製造業 |
| ○石工品製造業（建築用石材製造業に限る。） | ○石こう（膏）製品製造業（石こうボード製造業に限る。） | ○陶磁器質タイル用釉薬製造業 |
| ○うわ（釉）薬製造業（うわ薬かわらの製造に供するものに限る。） | | ○鉄鋼シャースリット業 |
| ○その他の金物類製造業（建築用金物製造業、建具用金具製造業、錠前製造業、かぎ製造業、戸車製造業及びドアクローザ・ヒンジ製造業に限る。） | | |
| ○建設用金属製品製造業（鉄骨製造業に限る。） | ○建築用金属製品製造業（建築用金物を除く。） | ○レンジード製造業（卸売業を含む。） |
| ○畳製造業（卸・小売業を含む。） | ○木材・竹材卸売業 | ○セメント卸売業 |
| ○板ガラス卸売業 | ○その他の建築材料卸売業 | ○鉄鋼卸売業 |
| ○家具・建具卸売業 | ○家具小売業 | ○建具小売業 |
| ○建築材料小売業 | | |

注1) 上記の建築関連業種以外にも、舗装工事業など各業種において指定されている業種がありますので、詳しくは中小企業庁HPを参照してください。

中小企業庁HP「セーフティネット保証」 http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm

注2) 業種指定は通常四半期毎。

注3) 産業分類は、経済産業省告示によります。

※2 建築設計業には、指定確認検査機関等が含まれます。

6. 宮崎地方法務局庁舎移転のお知らせ

宮崎地方法務局は、**平成20年11月25日（火）**から新庁舎において事務を取り扱うことになりましたので、お知らせいたします。

なお、所在地等は次のとおりです。

新所在地

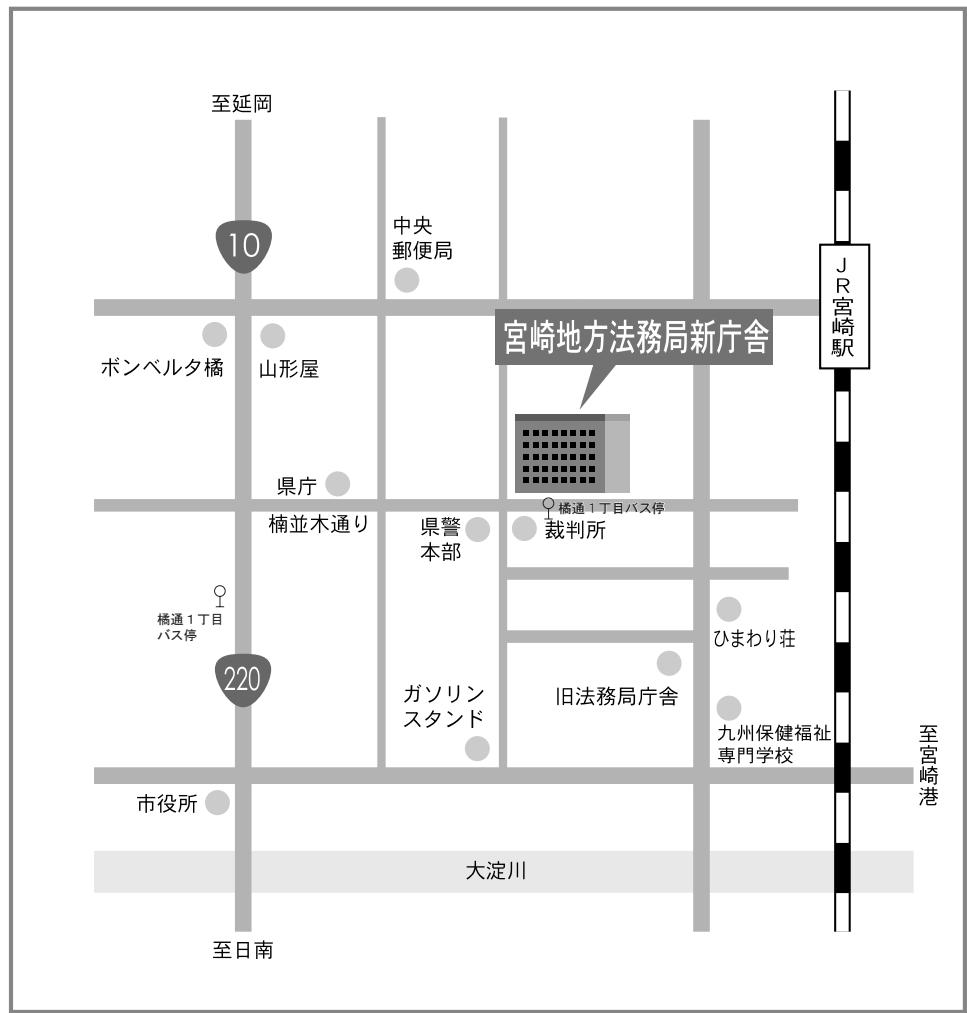
宮崎地方法務局

〒880-8513

宮崎市別府町1番1号（宮崎法務総合庁舎）

☎ (0985) 22-5124（代表）

案 内 図



交通手段

- ・ JR宮崎駅から徒歩10分
- ・ 「橋通3丁目」バス停から、青葉町行き（8番線）「裁判所前」下車すぐ
- ・ 「橋通1丁目」バス停から、徒歩10分

雇用改善コーナー

1. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内

助成金を利用して働きやすい職場づくりをしませんか？

雇用改善実施計画を作成し、次の事

1 雇用管理責任者等の選任・配置等

※雇用管理研修等は必ず実施又は受講してください。

例えば

- 雇用管理研修や職長研修を受講させる場合
- 各専門工事業団体が実施する「基幹技能者認定講習」を受講させる場合 などに賃金の一部が支給されます。
(支給額…雇用管理研修等の受講ごとに、賃金上限5000円／1人1日（6日分を限度）)

2 建設労働者の募集・採用を円滑に行うための新たな取組

例えば

- 求人情報誌等へ求人広告を掲載する場合(求人募集と併せて建設業の魅力をアピールするもの)
- 就職説明会を開催、又は就職説明会へ参加する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額（100万円を限度）)

3 高年齢労働者・女性建設労働者の活躍を促進する取組

例えば

- 高年齢労働者等に配慮した待遇制度（継続雇用制度等）や、労働環境の整備をするために検討・調査をする場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額（100万円を限度）)

4 魅力ある職場づくりのための取組

例えば

- 工事現場で作業員宿舎を賃借する場合
- 工事現場で食堂、休憩室、更衣室、浴室、便所、シャワー室を賃借する場合
- 賃金体系・退職金制度の整備をするために検討・調査する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額（100万円を限度）)

建設事業主雇用改善推進助成金は、中小建設事業主のみなさまの雇用改善の取組を支援するために平成20年度に新設されました。

雇用管理の課題をご検討されたうえで、下記の助成対象項目を盛り込んだ年間計画を作成し、独立行政法人雇用・能力開発機構の認定を受けていただき、その計画に沿って雇用改善の取組を行った場合、助成金が支給されます（1事業年度につき200万円の支給限度額があります）。

業を実施（計画の変更は隨時可能）

5 期間雇用労働者の雇用改善

例えば

- 1ヶ月以上1年未満の期間を定めて雇用される建設労働者の健康診断を実施する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額（50万円を限度）)



社会保険労務士等の利用

例えば

- 上記1～5の取組のために社会保険労務士等のコンサルティングを受ける場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額（50万円を限度）)

建設事業主雇用改善推進助成金の活用事例

A社は、管工事業を営む中小建設事業主であるが、会社内の年齢構成が偏っていることから若年技術者の採用のための企業案内を作成するとともに職場環境を整備するため工事現場にシャワー室を設置したいと考えていた。そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ、建設事業主雇用改善推進助成金を利用できることが分かり、併せて、雇用管理責任者の重要性を知り、雇用管理研修も受講することにした。

雇用改善実施計画を作成し、センターへ認定申請を行い、実施時期に応じて（四半期毎）支給請求した結果、年間で当該事業にかかった費用710,000円のうち355,000円の助成を受けることができた。

※事業の内容によって助成金を受けられない場合があります。

(今回の事例の内訳)	
【A社負担額】	【助成額】
企業案内の作成経費 300,000円…①	300,000円×1/2=150,000円…④
シャワー室の設置経費	
65,000円（※イ）×6ヶ月=390,000円…② (※イ)=1ヶ月当たりの賃借料	390,000円×1/2=195,000円…⑤
雇用管理研修の受講経費	
10,000円（※ロ）×1日間×2名=20,000円…③ (※ロ)=受講者（雇用保険の被保険者）の通常の賃金日額	10,000円（※ハ）×0.8=8,000円 8,000円>5,000円（※ニ）のため 5,000円（※ニ）×1日間×2名=10,000円…⑥ (※ハ)=別途算定したA社の1人当たりの平均賃金日額 (※ニ)=賃金日額の支給限度額
合 計	
実施経費 710,000円 (①+②+③)	助成額 355,000円 (④+⑤+⑥)

機構の取り扱う助成金についてインターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

－ お問い合わせ －

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

2. 建設教育訓練助成金のご案内

助成金を利用して建設労働者の技能向上を図りませんか？

例えば、従業員に下表の労働安全衛生法に定められた技能講習・教習を登録教習機関に委託して受けさせた場合

技能講習	教 習
酸素欠乏危険作業主任者技能講習	
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	
床上操作式クレーン（5t以上）運転技能講習	クレーン運転実技教習
小型移動式クレーン（1t以上5t未満）運転技能講習	
ガス溶接技能講習	
車両系建設機械 （整地・運搬 ・積込用 及び掘削用）運転技能講習	
車両系建設機械（解体用）運転技能講習	移動式クレーン運転実技教習
車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習	
不整地運搬車（1t以上）運転技能講習	
高所作業車（10m以上）運転技能講習	
玉掛け技能講習	

経費及び賃金の一部を雇用・能力開発機構が助成します。

機構の取り扱う助成金について
インターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

建設教育訓練助成金（第2種、第4種技能実習）の活用事例

A社は、土木工事業を営む雇用保険料率1000分の18を負担する中小建設事業主であるが、従業員の能力開発のため、講習経費を負担したり、出勤扱いで講習を受けさせる等、資格取得に力を入れている。今回、5名の従業員に「車両系建設機械運転技能講習」の修了を目標に、登録教習機関で6日間の講習を受講させることにした。

そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ建設教育訓練助成金（第2種、4種技能実習）を利用できることが分かった。

受講後（2ヶ月以内）に支給請求した結果、当該講習にかかった費用800,000円のうち500,000円の助成を受けることができた。

（今回の事例の内訳）

【A社負担額】	【助成額】
第2種（経費助成）	
100,000円（※イ）×5名=500,000円…① （※イ）=1人当たりの受講料100,000円	500,000円×70%=350,000円…③
第4種（賃金助成）	
9,000円（※ロ）×6日間×2名=108,000円 10,000円（※ロ）×6日間×1名= 60,000円 11,000円（※ロ）×6日間×2名=132,000円 合計300,000円…② （※ロ）=受講者（雇用保険の被保険者）の通常の賃金日額	10,000円（※ハ）×0.8=8,000円 8,000円>5,000円（※ニ）のため 5,000円（※ニ）×6日間×5名=150,000円…④ （※ハ）=別途算定したA社の1人当たりの平均賃金日額 （※ニ）=賃金日額の支給限度額
合 計	
実施経費 800,000円（①+②）	助成額 500,000円（③+④）

※建設教育訓練助成金（第2種、第4種）の助成を受けるには、「雇用保険料率が18/1000であること」「受講者が雇用保険被保険者であること」「会社が費用を負担していること」等、一定の条件を満たす必要があります。

また、講習の種別や時間数等により助成金が受けられない場合もあります。

※平成20年度から建設教育訓練助成金の一部を拡充しました。

【建設教育訓練助成金（第2種技能実習）の主な改正ポイント】

- (1) 機構が別に指定する労働安全衛生法に定められた技能講習・教習及び危険再認識教育について
 - 受講開始2週間前までに行う認定申請の手続きを廃止しました。
- (2) 事業主自らが行う技能実習（特別教育、有資格者に対する再訓練、技能検定の事前講習等）について
 - 登録教習機関に委託して実施する場合も助成対象としました。なお、受講開始2週間前までに認定申請の手続きが必要です。
 - 指導員謝金が1人1時間当たり10,000円の指導員に（社）全国技能士会連合会長が認定した「全技連マイスター」を加えました。
- (3) その他
 - 実習実施日の間隔の要件を7日以内から1ヶ月以内に延長しました。ただし、一の技能実習について最長でも6ヶ月以内に修了しなければなりません。
 - 支給請求の期限を受講後1ヶ月以内から2ヶ月以内に延長しました。

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

3. 平成20年度「雇用管理研修」並びに 「建設教育訓練助成金等相談会」の実施について

独立行政法人雇用・能力開発機構
宮崎センター統括所長

当センターの業務運営につきましては、日頃から格別のご支援を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、下記により「雇用管理研修(専門コース)」並びに「建設教育訓練助成金等相談会」を実施することといたしましたので、受講いただきますようご案内申しあげます。

記

I 雇用管理研修(専門コース)

1. 開催日時・会場 11月15日(土) 9:30~16:30 宮崎センター会議室
2. 受講対象者 雇用管理責任者、他の建設業従事者、建設事業主の方。
3. 研修内容 別紙日程表によります。
4. 受講料・教材費 無料
5. 定 員 50名程度
6. 申込み方法・締め切り

「雇用管理研修」受講申込書により、11月7日(金)までに、宮崎センター業務課雇用管理係あてFAXにてお申込みください。

※申込書の氏名、生年月日を修了証書に記載しますので、正確にご記入ください。

※申込み後の受講者の変更は、申込書に「変更」と付記して再度お申込みください。

※定員に達したときは締め切ることがあります。

7. 昼 食 各自で準備してください。
8. 駐 車 場 駐車台数に制限はありません。
9. 修了証書 研修修了後、修了証書を事業所あて郵送いたします。

※9:30~16:30(6時間)の8割以上を受講する必要があります。

II 建設教育訓練助成金等相談会

1. 開催日時・会場 11月15日(土)13:30~ 宮崎センター相談室
2. 対 象 者 下記3の助成金をご担当の方
3. 対象助成金
 - ①建設教育訓練助成金
 - ②建設事業主雇用改善助成金
 - イ. 雇用管理研修の実施
 - ロ. 作業員宿舎等の整備
 - ハ. 健康診断の実施
 - ③当センターに申請する他の助成金
4. 申込み方法・締め切り

「建設教育訓練助成金等相談会」参加申込書により、11月7日(金)までに、宮崎センター業務課雇用管理係あてFAXにてお申込みください。

※他の日に相談を希望する場合は、お手数ですがお電話をいただき、日時を調整してください。

雇用・能力開発機構宮崎センター
業務課雇用管理係、助成係
TEL. 0985-51-1590 FAX. 0985-51-1509
雇用管理研修担当:川崎
助成金相談会担当:佐藤・林田

技士会

1. 『監理技術者の講習会』についてお知らせ！

今年度の『監理技術者講習会』の今後の日程についてお知らせいたします。

下記のとおり20年度の講習会は残り「2回」となりました。更新期にきている方は必ず受講してください。現在技士会で受講申し込みを受け付けております。

【C P D S 認定講習会】

日 程	会 場
平成20年11月26日（水）	「宮崎県職業能力開発協会」宮崎市学園木花台
平成21年2月6日（金）	「宮崎県職業能力開発協会」宮崎市学園木花台

申し込み 宮崎県土木施工管理技士会 TEL 0985-31-4696 FAX 0985-31-4697

監理技術者講習とは

監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、公共工事の専任の監理技術者として選任されている期間中のいずれの日において、講習を終了した日から5年を経過することのないように監理技術者講習を受講していかなければいけません。

登録講習期間が実施した講習の修了者に対して受講を証明する「監理技術者講習修了証」が交付され、発注者から提示を求められることがあるので監理技術者資格者証と同様にしておくことが望まれます。

監理技術者とは

発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は「監理技術者」を工事現場に置かなければなりません。

今できることに最善を尽くす、それが自分の力になる

2. C P D S (継続学習) 制度について!!

最近の急激な科学技術の進展について、土木工事の施工法は進歩し、環境や健康に対する国民の価値観も変わり、工事の施工上のルールも急激に進化しています。

このように厳しい条件の下であっても、適切な施工が求められるなど、公共事業に携わる国家資格者である『土木施工管理技士』の責任は重大であり、これに対応するため自己の能力の維持・向上の研鑽は不可欠であります。

技術者の技術力は、知識と経験によって支えられています。知識は、学校教育による学歴と各種資格の取得、さらに実社会に出てからの自己研鑽による学習等によって得られ、経験は実社会における工事の実務経験によって培われています

つまり、技術者の技術力は「学歴、資格」・「継続学習」・「実務経験」の3本柱によって支えられているのです。

そこで、自己研鑽による学習を『C P D S (継続学習)』制度によって学習単位(ユニット)で評価し、自己啓発に努力する優秀な技術者の活用を社会にアピールするものです。

C P D Sは：土木施工に携わる技術者の資質および技術力の維持・向上を図り、公共的土木工事の適正な施行による良質な工事品質の確保と、努力する技術者の高い評価による社会的地位の向上を目的としています。

1. C P D S (継続学習) 制度の目的は次のとおりです。

- ① 努力する技術者の評価
- ② 土木施工管理技士の技術レベルの維持管理
- ③ 施工管理学習の体系化

2. C P D S (継続学習制度) の目標メリットは次のとおりです。

- ① 経営事項審査の技術力評価への加算
- ② 工事専門分野毎への工事実務経験として換算
- ③ 技術検定の受検資格要件である実務経験年数の短縮

行政機関のC P D S評価の例

入札の配置予定者評価でC P D S 単位に応じて加点	九州地方整備局、関東地方整備局、中国地方整備局、近畿地方整備局、北海道開発局、東北地方整備局、中部地方整備局、北陸地方整備局。長野県、宮城県、千葉県、愛媛県、島根県、広島県、高知県、福岡県、高知市 8県1市
入札資格審査でC P D S 単位に応じて主觀点数に加点	広島県 高知県 愛媛県 長崎県 佐賀県 山口県 島根県 広島市 宮崎県 8県1市

*今回の経営事項審査で審査申請で宮崎県が「C P D S」を採用し、主觀的事項（技術力評価）のなかに新たに点数が加点（10点）となった。

自分でC P D S (継続学習制度) に登録し学習での「ユニット」数を取得しましょう
詳しくはホームページ <http://www.ejcm.or.jp>

今できることに最善を尽くす、それが自分の力になる

建退共

1. 平成20年度建退共制度普及協力者に対する理事長表彰について

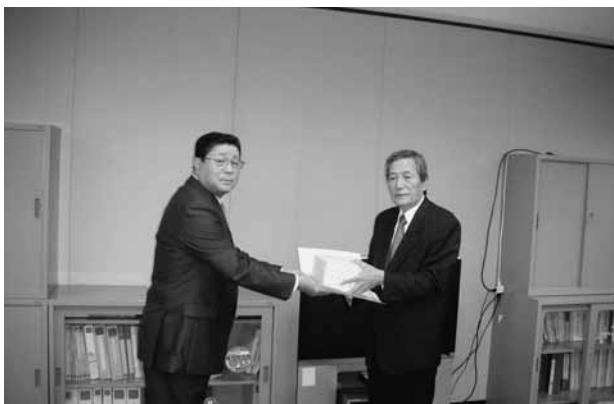
独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長表彰状が、平成20年10月21日（火）宮崎県建設会館会長室で永野征四郎支部長から伝達されました。

受賞された方は次のとおりです。

- ・宮崎市橋通東2丁目（株）松本組（代表取締役 松本汎司）
- ・延岡市小野町（株）富高工務店（代表取締役 富高 太）

《受賞内容》

貴社は、退職金共済制度の重要性を深く認識し、率先して本制度の趣旨の徹底と加入の促進に尽力され、建設産業の発展と労働者の福祉の増進に寄与された功績はまことに顕著であります。
よってここにその功績をたたえ表彰します。



受賞者 （株）松本組
(専務取締役 成田豊盛)



受賞者 （株）富高工務店
(代表取締役 富高 太)

2. 建退共への加入のおすすめ

- 建退共は、建設現場で働く労働者のための退職金制度です。
- 現在、共済契約者19万事業所、275万人の建設労働者の皆様が加入されています。
 - これまでに累計で183万件、1兆2,000億円の退職金をお支払いしています。

●加入できる事業主

建設業を営む方

●対象となる労働者

建設業の現場で働く方

●掛金

日額310円



3. 建退共宮崎県支部取扱状況（9月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数
8月末計	社 3,464	名 47,906
加入	6	173
脱退	6	163
9月末計	3,464	47,916

区分 月別	手帳更新 状況	退職金支給状況		掛金収納状況 (8月分)
前年度累計	冊 355,150	件 37,594	千円 21,004,125	千円 109,692,908
当月分	686	136	117,393	59,337
本年度分	4,817	1,278	1,024,994	256,986
累計	359,967	38,872	22,029,119	109,949,894

注：掛金収納額は20. 8月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（9月分）

1. 適用

(平成20年9月末現在)

設立事業所数	加入員数		
	男	女	計
386社	4,182人	681人	4,863人

2. 給付

裁定状況

(平成20年9月末現在)

	当月分		年度累計	
	件数	金額	件数	金額
第1種退職年金	7	3,014,700	38	23,354,700
第2種退職年金	28	5,292,200	127	28,713,000
選択一時金	8	4,945,100	60	39,042,600
脱退一時金	15	2,940,600	225	47,902,800
遺族一時金	0	0	5	1,194,000

3. 年金経理（保有資産・時価）

(平成20年9月末現在)

信託資産	15,134,781,744 円
合計	15,134,781,744 円

注：時価である

建 災 防

1. 「木造家屋建築工事現場の安全パトロール」の実施について！

宮崎県木造家屋建築工事安全対策委員会は、11月～12月を「木造家屋建築工事の労働災害防止強調期間」として、この期間中、各労働基準監督署及び各地区木造家屋建築工事安全対策委員会による木造家屋建築工事現場の安全パトロールを実施し、労働安全衛生法に基づいた改善指導等を行います。

昨年の11月に木造家屋建築工事現場において、墜落災害によって会員事業場の従業員が死亡されています。会員事業場の皆様方の木造家屋建築工事現場におかれましては、「足場先行工法」及び「手すり先行工法」を導入して頂いて、次の「重点的点検項目」を日常的に点検して頂いて、「危険ゼロで労働災害のない明るい職場」の形成をお願いします。

「重点的点検項目」

- イ 各種作業主任者の選任と職務遂行状況
- ロ 足場、脚立、はしご等の墜落・転落災害防止措置状況
- ハ 丸ノコ等木材加工用機械の接触予防装置の状況
- ニ 電気機械器具等の感電防止措置状況
- ホ 保護帽、安全帯の着用状況

2. 平成22・23年度「入札参加資格審査基準」に係る情報について

宮崎県の平成20・21年度「入札参加資格審査基準の見直し」におきましては、当協会支部の要望（当支部に結集している会員事業場は安全意識・安全水準が高い企業や団体で、労働災害防止活動を積極的に行ってるので評価して頂きたい）を組み入れて頂いて「入札参加資格審査評価項目の技術力・経営力評価」において、当支部会員に対して特別に「5点加点」を頂けることになったところです。

しかしながら、建設業界における経営環境の厳しさ等により会員事業場においても「安全教育等への投資削減」は著しいものがあり、このままでは、建設現場における労働災害の多発が懸念されているところです。

そこで、当協会支部においては、宮崎労働局の指導と全面的支援を受けて、建設現場における労働災害を防止するため、平成22・23年度「入札参加資格審査基準の見直し」においては、会員事業場が「当支部の実施する各種講習会等に2名以上の従業員を受講（21年8月までの間）させている実績がある場合にのみ加点頂く」こと等について宮崎県に要請し、正式ではございませんが事実上の内諾を受けておりますので、会員事業場におかれましては当支部が実施する各種講習会の計画的な受講をお願いします。

3. 当面の各種技能講習等の開催予定について

開催日	講習等名	開催場所
11月11日 ～12日	職長・安全衛生責任者教育	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
11月14日	安全管理担当者（設備）のためのリスクアセスメント教育	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
11月20日	石綿取扱い作業従事者特別教育	延岡建設会館（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
11月27日 ～29日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
12月1日	安全管理担当者（建築）のためのリスクアセスメント教育	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
12月5日 ～7日	高所作業車運転技能講習（一部免除資格者）	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
12月9日 ～10日	職長・安全衛生責任者教育	延岡建設会館（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
12月17日	安全管理担当者（土木）のためのリスクアセスメント教習	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
12月19日	車両系建設機械（解体）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
1月8日	安全管理担当者（設備）のためのリスクアセスメント教育	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
1月9日 ～10日	小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
1月15日 ～17日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
1月20日	職長のためのリスクアセスメント教育	延岡建設会館（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
1月23日 ～25日	不整地運搬車運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
1月27日	安全管理担当者（土木）のためのリスクアセスメント教育	延岡建設会館（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
1月30日 ～31日	ローラーの運転の業務に係る特別教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1

4. 宮崎労働局からのお知らせ

労働保険料を分割納付されている事業主の皆様へ！

第3期分の保険料の納付期限は12月1日となっております。

納付書がお手元に届きましたら、日本銀行代理店、又は郵便局でお早めの納付をお願いします。

労働保険料の納付も含めまして、労働保険に関してお尋ねになりたいことがありましたら、何でも結構ですので下記までご連絡下さい。

**宮崎労働局 労働保険徴収室
(電話 0985-38-8822)**

火薬協会

1. 平成20年度火薬類取扱保安責任者等試験結果

本年8月24日（日）宮崎大学工学部において実施した、甲種・乙種火薬類取扱保安責任者及び製造丙種の知事試験の結果は下記のとおりでした。

宮崎県関係は、38名が合格!!　おめでとうございます。

合格者は、早めに知事宛（県・消防保安課）に免状の交付申請を行い、免状の交付を受けてください。

なお、火薬類作業従事者は免状の写しを添付し、火薬保安協会へ保安手帳の交付申請を行い、火薬類保安手帳（黒手帳）の交付を受けてください。

☆ 県内の状況

区分	甲種取扱責任者	乙種取扱責任者	丙種製造責任者	計
受験者数	73	21	4	98
合格者数	26	10	2	38
合格率	35.6%	47.6%	50.0%	38.8%

☆ 全国の状況

区分	甲種取扱責任者	乙種取扱責任者	丙種製造責任者	計
受験者数	3,069	1,185	125	4,379
合格者数	1,017	461	62	1,540
合格率	33.1%	38.9%	49.6%	35.2%

☆ 合格者の養成講習受講状況

区分	養成講習受講者	養成講習未受講者	計
受験者数	35	63	98
合格者数	15	23	38
合格率	42.9%	36.5%	38.8%

☆ 職業別の合格状況

職業	受験者数	合格者数	合格率
建設業関係	55	20	34.4%
碎石関係	16	8	50.0%
火薬類製造業関係	3	0	0%
火薬類販売業関係	3	2	66.7%
煙火関係	4	1	25.0%
公務員関係	4	3	75.0%
その他	13	4	30.8%
合計	98	38	38.8%

無災害 知識と技術と 正しい管理

2. 火薬庫等重要施設の保安管理の徹底について

本年9月から16名（内、新任5名）の火薬類消費場所巡回指導員が委嘱されているところですが、火薬類の製造所や火薬類を取扱う事業所においては、巡回指導員の巡回指導と併せ、特に次の点に注意した保安管理の徹底をお願い致します。

記

- 1 施設及び設備の監視を徹底すること。
- 2 施設内の作業者、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- 3 外部からの施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を強化徹底すること。
- 4 施設の巡視点検等を入念に実施し、不審者等への注意を徹底すること。
万が一、不審者、不審物等を発見した場合は、速やかに警察へ110番通報すること。
- 5 非常時の連絡体制を再点検するとともに、保安管理について従業者に徹底させること。
- 6 業務車両や制服等の盗難防止を徹底すること。
- 7 火薬類の数量管理を徹底すること。
- 8 その他
 - (1) 消費場所への火薬類の持ち込みは、1日の消費見込量以下とし残量火薬については、火薬庫等に返納し保安管理を確実に行うこと。
 - (2) 火薬庫については、警報装置、警鳴装置を点検し、整備不良とならないよう正常な状態とすること。スイッチをONに入れ、ONの状態を再確認すること。
 - (3) 侵入の形跡やおかしな人物の徘徊、不審な状況に気付いたら警察に通報した後、保安責任者や上司に連絡すること。

3. 「会費納入」について協会からのお願い

会員の皆様には、平素から協会の運営に対し格別のご厚情を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年における火薬類の消費量の減少等に伴い、会員は減少、講習会受講者及び知事試験受験者は減少の一途をたどっており、協会の運営状況は極めて厳しい状況にあります。

協会の運営は会員の皆様の会費により運営されております。早めの会費の納入をお願いいたします。この度、会費納入通知書を発出いたしましたのでよろしくお願い致します。

保安教育 學んでなくそう 火薬事故

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（9月分）

西日本建設業保証㈱
宮 崎 支 店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成20年度	455	5.3%	16,361	3.3%	2,006	2.5%	72,348	9.2%
平成19年度	432	▲25.9%	15,843	▲31.9%	1,957	▲22.9%	66,273	▲28.2%
平成18年度	583	1.0%	23,277	20.0%	2,538	4.6%	92,258	19.6%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

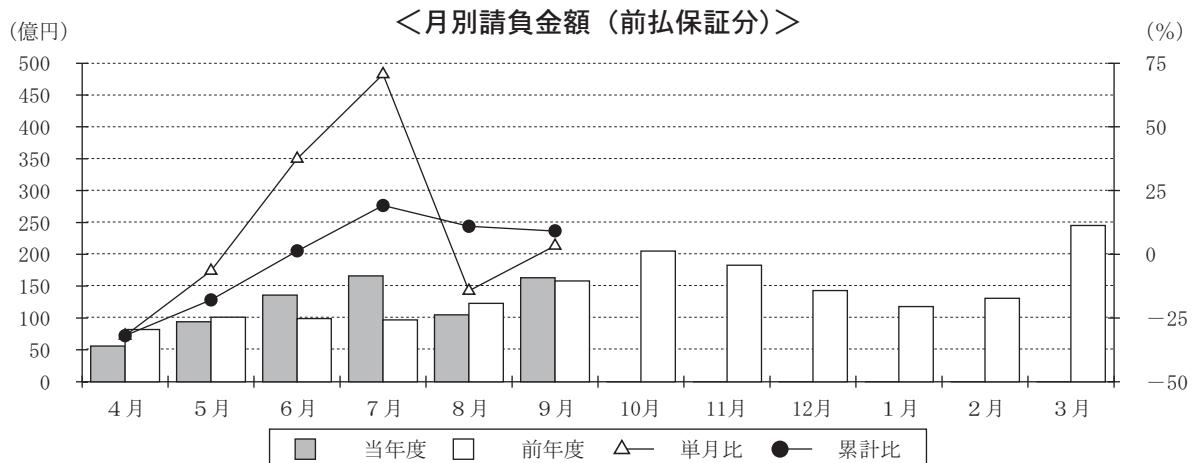
(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	50	6,703	64.2%	41.0%	243	21,416	46.4%	29.6%
独立行政法人等	5	656	▲19.2%	4.0%	43	9,743	30.6%	13.5%
県	172	4,977	▲29.5%	30.4%	641	16,880	▲17.0%	23.3%
市町村	224	3,861	▲0.3%	23.6%	1,058	22,974	0.2%	31.8%
その他の	4	161	1950.9%	1.0%	21	1,333	47.0%	1.8%
計	455	16,361	3.3%	100.0%	2,006	72,348	9.2%	100.0%

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	91	4,974	35.7%	30.4%	462	18,788	30.8%	26.0%
高 岡	14	374	▲30.5%	2.3%	83	2,174	7.3%	3.0%
西 都	18	391	57.6%	2.4%	80	1,363	▲12.6%	1.9%
高 鍋	18	600	▲16.3%	3.7%	104	4,168	▲12.7%	5.8%
日 南	36	1,066	12.8%	6.5%	166	6,246	130.7%	8.6%
串 間	21	321	54.9%	1.9%	69	998	▲24.5%	1.3%
都 城	69	1,935	52.0%	11.8%	275	6,992	▲31.6%	9.7%
小 林	39	1,677	63.0%	10.3%	165	4,631	18.6%	6.4%
日 向	70	1,994	▲32.7%	12.2%	284	11,622	▲6.9%	16.1%
延 岡	49	2,420	▲28.2%	14.8%	205	12,619	18.8%	17.4%
西 臼 斧	30	604	▲31.4%	3.7%	113	2,742	19.7%	3.8%
計	455	16,361	3.3%	100.0%	2,006	72,348	9.2%	100.0%



試験・研修等のご案内

1. 平成20年度2級建設業経理士『受験準備講座』のご案内（県協会会員対象）

1. 申込期間 平成20年9月24日（水）～11月7日（金）
2. 学習期間
・予習添削：受講申込後教材到着日～12月1日（月）（自宅学習）
・会場での講義：12月2日（火）・3日（水）・4日（木）の3日間9:30～16:30
(受講会場) 宮崎県建設会館5階 (TEL 0985-22-7171)
宮崎市橘通東2-9-19
・復習添削：12月5日（金）～平成21年2月27日（金）（自宅学習）
3. 受講資格 建設業経理事務士3級合格者および3級有資格者と同等以上の知識を有する者
4. 受講料
(1) 受講料：42,000円（消費税・教材費8,400円含む）
(2) 使用教材①「建設業会計概説2級」（定価2,940円）
②「建設業会計講習・自習用テキスト2級」（定価2,940円）
③「建設業経理検定試験問題集・解答と解説（上級）」（定価2,520円）
(3) 受講料徴収方法：
・建設産業振興センター宛に、同封の申込書をFAX送付。
・1週間以内に郵便局の代金引換郵便にて受講票、教材等を送付。
・郵便局員配達時に受講料の支払い。
5. 定員 50名（定員になり次第締め切らせていただきます。）
6. 助成金：
①建設教育訓練助成金 第2種通信教育（同封の受講の手引き参照）
※建設教育訓練助成金（第2種通信教育）は、
・雇用保険料率が18/1000である中小建設事業主が受講料を全額負担した場合、受講料の50%が助成されます。
・助成金の申請には、当振興センター発行の講習修了証が必要です。講習修了証発行基準は、添削問題を6回中5回以上提出された方です。
・助成金申請の詳細は、必ず雇用・能力開発機構センター（TEL 0985-51-1511）へお問い合わせください。
②宮崎県建設業協会助成金 1万円（上記修了証発行後、県協会へ請求）
7. 講師 (財)建設業振興基金 2級特別研修 講師経験者
8. 講座内容
- | 予習
添削
(3回) | 自宅学習 | 第1回 | ・3級レベルの精算表・工事原価の費目別計算・工事間接費の配賦 |
|-------------------------------|-------------------------|-----------------|--|
| 会場での講義 | 12月2日
12月3日
12月4日 | 第2回 | ・部門別計算と総合問題・主要取引（その1） |
| | | 第3回 | ・主要取引（その2）、精算表 |
| | | 9:30～16:30 | ・3級の復習・工事原価の計算と工事間接費の配賦
・主要取引の会計処理（その1） |
| ・主要取引の会計処理（その2）・決算と財務諸表・本支店会計 | | | |
| ・模擬試験および解答解説 | | | |
| 第4回 | ・検定試験対策 模擬試験問題① | | |
| 復習
添削
(3回) | 第5回 | ・検定試験対策 模擬試験問題② | |
| | 第6回 | ・検定試験対策 模擬試験問題③ | |

(宮崎建協用)

記入漏れのないよう必要事項をご記入後、下記へFAXしてください。

平成20年度 2級 建設業経理士 受験準備講座 受講申込書

会場名								
宮崎会場	宮崎県建設会館	〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19 TEL 0985-22-7171						

受講者情報欄	フリガナ	性別	生年月日						
	氏名	男	女	大正	昭和	年	月	日	
	住所	(〒 -)TEL () FAX ()							
	フリガナ	性別	生年月日						
	氏名	男	女	大正	昭和	年	月	日	
	住所	(〒 -)TEL () FAX ()							
勤務先情報欄	フリガナ								
	名称								
	所在地	(〒 -)TEL () FAX ()							

利用する助成金 (必ず○して下さい。)	1. 建設教育訓練助成金(第2種通信教育)※	2. 利用しない
------------------------	------------------------	----------

※建設教育訓練助成金(第2種通信教育)は、

- 雇用保険料率が18/1000である中小建設事業主が受講料を全額負担した場合、受講料の50%が助成されます。
- 助成金の詳細は、雇用・能力開発機構センター(TEL 0985-51-1511)へお問い合わせください。

- 受講票・自宅学習教材・添削問題送付先を選択し、必ずどちらかに○を付けてください。
選択された送付先へ、郵便局の代金引換郵便にて送付致しますので、郵便局員へ受講料をお支払いください。

	自宅		勤務先
--	----	--	-----

申込先 建設産業振興センター FAX 03-5473-0784 TEL 03-5473-4590 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-10 虎ノ門きよしビル4階
--

2. 平成20年度建設業経理検定試験（下期）のご案内

当振興基金では、従来より建設業会計の知識習得を目的とした建設業経理検定試験を実施しています。平成18年4月に法令が改正されたことにより、建設業法施行規則第18条の3に規定する国土交通大臣の登録経理試験制度が創設され、当基金が行う1級及び2級の検定試験は「建設業経理士検定試験」として年2回実施しています。3級及び4級の検定試験は、当基金独自の資格試験として、従来通り「建設業経理事務士検定試験」として年1回実施しています。

なお、平成20年4月より実施されている新しい経営事項審査における「公認会計士等数」については、従来通り1級及び2級建設業経理士（1級及び2級建設業経理事務士含む）が評価されています。また、上記の評価に加え、1級建設業経理士（1級経理事務士含む）については新たに設定された「監査の受審状況」において、社内の経理実務責任者として自主監査する場合に評価の対象とされることになりました。建設業界において大変意義深い資格試験でございますので、是非この機会にお申し込みいただきますようお願いいたします。

1. 試験日程

下期試験：第5回建設業経理士検定試験（1級・2級）

第28回建設業経理事務士検定試験（3級・4級）

受験申込受付期間 平成20年11月10日（月）～11月30日（日）〔消印有効〕

※申込書の配布期間：平成20年10月27日（月）～11月28日（金）

試験日 平成21年3月8日（日）

合格発表日 平成21年5月11日（月）

2. 受験資格

どなたでも、希望の級を受験することができます。

3. 試験の内容及び程度

各試験級の内容と程度は下表のとおりです。なお、1級は原価計算、財務諸表、財務分析の3科目から成る科目合格制をとっており、有効期限内に3科目全てに合格すると1級資格者となります。

級別	内 容	程 度
1級	建設業原価計算、財務諸表論及び財務分析	上級の建設業簿記、建設業原価計算及び会計学を修得し、会社法その他会計に関する法規を理解しており、建設業の財務諸表の作成及びそれに基づく経営分析が行えること。
2級	建設業の簿記・原価計算及び会社会計	実践的な建設業簿記、基礎的な建設業原価計算を修得し、決算等に関する実務を行えること。
3級	建設業の簿記・原価計算	基礎的な建設業簿記の原理及び記帳並びに初步的な建設業原価計算を理解しており、決算等に関する初步的な実務を行えること。
4級	簿記のしくみ	初步的な建設業簿記を理解していること。

4. 試験日の時間割・試験時間等

試験日の時間割・試験時間・出題数は本年度より下表の通りになりました。

【下期】

時 間 割	1 時限目	2 時限目	3 時限目
試験級 (試験時間・出題数)	1 級財務諸表 (9:30~11:00・5題)	1 級財務分析 (12:00~13:30・5題)	1 級原価計算 (14:10~16:10・5題)
	4 級 (9:30~11:00・4題)	3 級 (12:00~14:00・5題)	2 級 (14:40~16:40・5題)

5. 複数受験

1級は、1科目受験のほか、2科目または3科目の受験が可能です。また、「2級と3級」、「3級と4級」の組み合わせによる受験も可能ですが、これ以外の組み合わせによる複数受験（例えば1級各科目と2級の組み合わせ）はできません。

なお、複数の級・科目をお申し込みされる場合でも、申込書は1枚でお申し込みできます。

6. 試験地

全国主要都市で実施します。

7. 受験料（消費税込）

1級（1科目）	7,200円	1級（2科目）	10,300円
1級（3科目）	13,300円	2級	6,100円
3級	5,100円	4級	4,100円
2級・3級	11,200円	3級・4級	9,200円

※上記受験料のほか、「受験申込書」を入手されて申し込みされる場合は、申込書代として300円（消費税込）が必要となります。また、インターネットで申し込みされる場合は、申込書代は不要ですが、決済手数料として300円（消費税込）が必要です。

8. 申込方法

検定試験の申し込みは、以下の2つの方法があります。

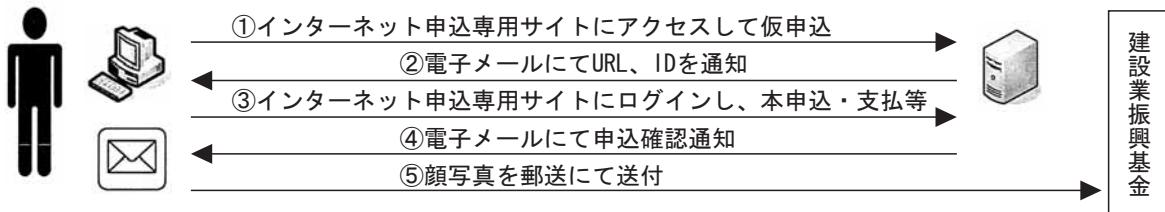
Ⓐ インターネットによる申し込み

- ・E-mailアドレスが必要となります。
- ・支払方法は、クレジットカード決済またはコンビニ決済のいずれかです。
- ・写真のみ普通郵便等で郵送（平成18年度以降の試験申込者は写真送付が免除される場合がございます）

Ⓑ 「受験申込書」郵送による申し込み

- ・申込書の入手が必要です
- ・支払方法は郵便局での払い込みとなります
- ・受験申込書・写真・郵便振替払込証明書を「配達記録」郵便にて郵送
(※平成18年度以降の試験申込者は写真送付が免除される場合がございます)

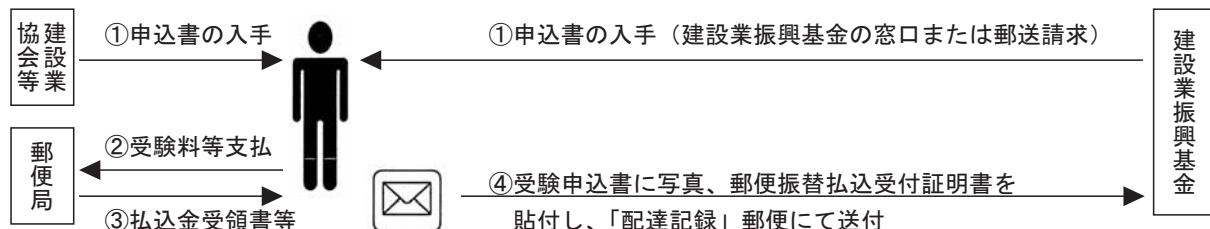
Ⓐ インターネットによる申し込みの流れ



●申込期間〔下期試験：11月10日～11月30日〕

詳細は右記へ→<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/>
又は→宮崎県建設業協会HPへ

Ⓑ 「受験申込書」郵送による申し込みの流れ



申込書を下記要領で入手いただき、申込期間内に必要事項をご記入の上、振興基金宛てに「配達記録郵便」にてご郵送ください。なお、受験料のお支払いは申込書に添付している払込用紙を用い、郵便局でのお支払いとなります。

●申込期間〔下期試験：11月11日～11月30日〕

(1) 窓口での入手

振興基金や宮崎県建設業協会、各地区（市）建設業協会の窓口（カウンター等）で下記の期間（土日・祝日・振替休日をのぞく）、配布しております。

配布箇所によっては、申込期限前に無くなってしまう場合もございますので、お早めにお求めください。

●配布期間〔下期試験：10月27日～11月28日〕

●申込書代金（300円）は受験料と共に払い込みいただきますので、申込書入手時には不要です。

(2) 郵送請求

上記窓口での入手が困難な方は、①受験申込書送付依頼書（次ページ）に必要事項をご記入の上、②送料分の切手と共に、振興基金宛てにお送りいただければ、当方より申込書をお送りいたします。

●取扱期間〔下期試験：10月27日～11月18日（いずれも基金到着分迄）〕

●申込書代金（300円）は当方からお送りする申込書に添付している払込用紙を用い、郵便局で受験料と共に払い込みいただきますので、申込書の郵送請求時には不要です。

【①及び②の送付先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

（財）建設業振興基金

建設業経理検定試験センター試験係

（下期試験：11月18日 当振興基金到着分迄）

※郵送請求の場合、申込書が届くのに1週間程度かかりますので、お早めにご請求ください。

申込書請求部数	送料（切手）
1部	140円分
2部	240円分
3～6部	390円分
7～10部	580円分
11部以上	宅配便の送料 着払いでの送付

9. 写真送付の免除

平成18年度以降の建設業経理検定試験に申し込みされた方は、写真の送付を免除いたします。この措置をお受けになりたい方は、申込の際に平成18年度以降の「整理番号」が必要となります。「整理番号」は受験票または合否通知に記載しています。

10. 1級科目合格の有効期限 1級科目合格に5年の有効期限

平成17年度までの建設業経理事務士 1級科目合格者	平成18年4月30日を基準日とし、それ以後5年の間に行われる試験で、残りの科目をすべて取得すれば、1級建設業経理士となり、合格証明書が交付されます。
平成18年度以降の建設業経理士 1級科目合格者	科目合格通知書の交付日を基準日として、それ以後5年の間に行われる試験で、残りの科目をすべて取得すれば、1級建設業経理士となり、合格証明書が交付されます。

11. 本検定試験に関する問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

(財)建設業振興基金 建設業経理検定試験センター TEL 03-5473-4581

※以下のサイトで、検定試験、特別研修のご案内をしております。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/> 又は宮崎県建設業協会HPへ

12. 参考図書に関する問い合わせ・注文先

振興基金では下記の参考書等を発行しています。

・建設業会計概説（1級：財務諸表・財務分析・原価計算、2級、3級）

・初步の建設業会計（4級）

ご注文はこちらまで。→(株)建設産業振興センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-10

TEL 03-5408-1881 FAX 03-5408-1882

----- <切り取り線> -----

この依頼書と送料分の切手を期日までにお送り下さい。

下期試験：11月18日までに当基金必着

—受験申込書送付依頼書—

受験申込書 送付先住所	〒 _____		
※勤務先に送付する場合は、会社名やビル名を必ず記入してください。			
お名前	様		
カナ氏名			
電話番号 (日中ご連絡先)	— —		
申込書請求部数	部	送料(切手)	円分

太枠内を宛先として申込書をお送りします。

内容に不明な点があった場合に、お問い合わせ可能な電話番号をご記入ください。

申込書の請求部数及び送料(切手)をご記入ください。申込書代金は後払い(受験料と共に払い込み)のため不要です。

3. 住宅瑕疵担保履行法にもとづく住宅瑕疵担保責任保険 「まもりすまい保険」講習会の御案内

平成20年10月21日
財団法人宮崎県建築住宅センター

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「住宅瑕疵担保履行法」という。）により来年10月以降に引き渡す新築住宅に義務づけられる「保険への加入」に対応した（財）住宅保証機構の住宅瑕疵担保責任保険「まもりすまい保険」の講習会を同機構との共催により下記のとおり開催します。

この講習会は、宮崎県における建設業者（建築）の技術力向上を図るための講習会としての位置づけのもと、住宅瑕疵担保履行法の概要やまもりすまい保険の概要の他、当センターに保険申し込みを行う場合のポイントや設計施工基準のポイント、瑕疵が発生した場合の対応など保険制度の実務的な内容を御説明いたしますとともに、住宅金融支援機構からフラット35の概要についても御説明することとしております。

つきましては、御多忙のところ恐縮ではございますが、是非ご参加くださいますよう御案内申し上げます。

記

- 1 開催日時 平成20年11月17日（月） 午後1時30分～午後4時40分
- 2 場 所 ウエルシティ宮崎 2階 高千穂・雲海の間
(宮崎県宮崎市宮崎駅東1丁目2-8 TEL 0985-23-3311)
- 3 内 容
(予定)
①住宅瑕疵担保履行法の概要 ((財) 住宅保証機構)
②まもりすまい保険の概要 ((財) 住宅保証機構)
③保険申し込みと設計施工基準のポイント
④瑕疵が発生した場合の手続き
⑤フラット35の概要 (住宅金融支援機構)
- 4 受講料等 無料
※定員になり次第締め切らせていただきます。
- 5 お申込み方法 下記に御記入の上、fax、郵送、当センター窓口への持参によりお申込みください。
- 6 その他の
①受講証明書を発行します。なお、遅刻・早退等の場合は発行できません。
②この講習会は、(社)日本建築士会連合会の「建築士会継続能力開発 ((CPD)) 制度の参加型研修プログラム (3単位) です。

財団法人宮崎県建築住宅センター 確認検査課 行 (FAX : 0985-50-5621)

下記により、参加を申し込みます。

※受講証明書を発行しますので、正確にご記入下さい。

No.	ふりがな 会 社 名	ふりがな 参加者氏名	電話番号	CPDの希望
1				要 不要
2				要 不要

お問い合わせ先

財団法人 宮崎県建築住宅センター

〒880-0913 宮崎市恒久1丁目7番14 TEL:0985-50-5586 FAX:0985-50-5621
URL:<http://www.mphcc.or.jp> E-mail:mphcc@miyazaki-catv.ne.jp

(財)建設業福祉共済団からのお知らせ

平成20年度後期分32,568,000円、269名に給付!!

《後期分269名に給付》

共済団は11月5日、平成20年度の育英奨学金の後期分（平成20年10月～平成21年3月まで）として要保育児18名、小学生67名、中学生60名、高校生66名、大学生等58名の計269名に対し32,568,000円を給付しました。

《育英奨学金制度とは》

この制度は、「社会有用の人材育成を通じ建設業の発展に資すること」を目的として昭和60年から実施され、現在までに奨学生の延べ人数は5,745人、累計給付額は10億383万円余となっております。

奨学金は、業務災害または通勤災害により、死亡、身体障害1～3級、傷病1～3級に該当し、建設共済制度の共済金支払い対象となった被災者の子に対して給付されるもので、保育期間および小学校から大学までの在学期間中、継続して給付しています。

なお、共済団の奨学金制度は他の奨学金制度との併用も可能で、返済は不要です。

◎給付額は以下のとあります。

- ・要保育児……月額 12,000円 年額 144,000円
- ・小 学 生……月額 12,000円 年額 144,000円
- ・中 学 生……月額 16,000円 年額 192,000円
- ・高 校 生……月額 18,000円 年額 216,000円
- ・大学生等……月額 39,000円 年額 468,000円

◎要保育児および奨学生の対象であるにもかかわらず手続きがお済みでない場合は、隨時受付けてありますので共済団までご連絡下さい。

———— 資料請求や掛金試算もできます。ご利用ください。————

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(社) 宮崎県建設業協会 TEL 0985-22-7171

(財) 建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

平成20年4月から 建設共済が変わりました!

新規は4月1日契約開始日から
既契約は4月以降の契約更新日から

1. **被災者補償契約**と**諸費用補償契約**に分離し、
同額の共済金区分で同時加入
2. 共済金区分は従来の1/2
(両契約とも最高2,000万円から500万円の4区分)
3. 両契約の合計掛金額は従来と同額
4. 共済金支払い

(1) 被災者補償契約

- ①被災者が自社雇用労働者の場合、共済団は契約金額の全額を契約者へ支払います。
契約者は受領した共済金の全額を被災者等へ支払っていただきます。
- ②被災者が下請雇用労働者の場合、共済団は契約者と被災者等の合意額を契約共済金の範囲内で契約者へ支払います。
契約者は受領した共済金の合意額を被災者等へ支払っていただきます。
- 被災者等の受領書等支払いを証する書類の提出が必要です。

(2) 諸費用補償契約

契約金額の全額*を支払います。

*「被災者補償契約」の共済金を被災者等に全く支払わない場合は、「諸費用補償契約」の共済金は支払いません。既に「諸費用補償契約」の共済金を受領している場合は、全額返還していただきます。

法定外労災補償制度
建設共済

財団 法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15虎ノ門NSビル

■取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

建設共済の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。